

## 山形県総合政策審議会運営細則

(目的)

第 1 条 この細則は、山形県総合政策審議会条例(平成 13 年 3 月県条例第 8 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、山形県総合政策審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、審議会に土地利用部会を置く。

(部会の職務)

第 3 条 前条に規定する土地利用部会は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議する。

(部会の議決)

第 4 条 条例第 8 条第 7 項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国土利用計画法第 8 条第 6 項及び第 7 項並びに同法第 9 条第 10 項及び第 14 項に関する事項
- (2) 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 15 条に関する事項

(県民の意見の聴取等)

第 5 条 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、部会において県民の意見を聴くことができる。

- 2 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、審議事項に専門的学識経験をもつ有識者の意見を聴くことができる。

附 則

この細則は、平成 13 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 8 月 28 日から施行する。